

島根県立大学出雲キャンパス障がいのある学生支援会議運営規程

平成28年11月10日
島根県立大学規程第133号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程第7条第2項の規定に基づき、島根県立大学出雲キャンパス障がいのある学生支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 支援会議は、障がいのある学生の修学支援委員会の構成員をもって構成する。

2 支援会議に議長を置き、副学長をもって充てる。

3 議長は、支援会議に関する学務を掌理する。

4 支援会議に副議長を置き、障がいのある学生の修学支援委員会委員長をもって充てる。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第3条 支援会議は、次の業務を行うものとする。

(1) 障がいのある学生の認定及び修学等支援方策の策定

(2) 支援組織が所管する事業の連絡・調整に関すること。

2 障がいのある学生の就学支援を円滑に実施するため、支援会議の下に、障がいのある学生ごとに、個別の支援チームを置く。

3 個別の支援チームに関し必要な事項は、支援会議が別に定める。

(招集)

第4条 支援会議は、議長が前条の事項について審議する必要があると認めるときに招集する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を支援会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 支援会議の事務は、学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。